

京都市告示第 20 号

京都市国民健康保険条例第14条第1項、第14条の7第1項及び第15条第1項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成26年4月1日から適用します。

平成26年4月1日

京都市長 門川 大作

1 第14条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 所得割                 | 100分の8.99 |
| (2) 被保険者均等割             | 26,270円   |
| (3) 世帯別平等割              |           |
| ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯       | 19,330円   |
| イ 第14条第1項第3号に規定する特定世帯   | 9,670円    |
| ウ 第14条第1項第3号に規定する特定継続世帯 | 14,500円   |

2 第14条の7第1項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| (1) 所得割                   | 100分の2.93 |
| (2) 被保険者均等割               | 8,210円    |
| (3) 世帯別平等割                |           |
| ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯         | 6,040円    |
| イ 第14条の7第1項第3号に規定する特定世帯   | 3,020円    |
| ウ 第14条の7第1項第3号に規定する特定継続世帯 | 4,530円    |

3 第15条第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1) 所得割     | 100分の2.76 |
| (2) 被保険者均等割 | 9,260円    |
| (3) 世帯別平等割  | 4,970円    |

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)